別紙

阪神・淡路大震災、 WTC等の教訓 (参考資料)

(28)防災都市づくり推進計画に基づく木造密集市街地の重点的整備について

東京都では、平成8年度に策定した「防災都市づくり推進計画」に基づく各事業の進捗状況や地域危険度調査の結果等を踏まえ、平成15年度に「防災都市づくり推進計画(基本計画)」を改訂。 事業推進に向けて、危険度が高い地域での集中的な事業実施、事業手法の見直し、新たな制度・手法の活用についての方針を策定。

防災都市づくり推進計画(基本計画)の改訂内容

集中的事業の実施	整備地域を約9,200haから約6,500haに絞り込む整備地域から重点整備地域約2,400ha(11地区)を選定
	重点整備地域では、街路事業等の基盤整備型事業、建物の共同化や 沿道の不燃化等の修復型事業を重点的実施
	・整備目標の明確化
事業手法の見直し	・重点整備地域の中で整備が進んでいない地区の事業手法見直し ・複数事業案の提示、「延焼シミュレーション」の活用による住民の合意 形成
新たな制度·手法の 活用	・燃えにくい建物への建替えを促進する東京都建築安全条例による防火 規制、共同建替えを進める 街区再編まちづくり制度の積極導入

重点整備地域の整備方針

効果的な事業等の 展開	 土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路事業、公園整備事業、防災街区整備事業等の基盤整備型事業、木造住宅密集地域整備促進事業(密集住宅市街地整備促進事業)、都市防災不燃化促進事業等の修復型事業を重点的・集中的に実施 東京都建築安全条例による防火規制、地区計画制度等の規制・誘導策を連携して整備
民間事業者の誘導	 住民の合意形成、民間事業者からの提案制度の活用、都市計画決定などの諸手続の時間短縮、規制緩和による、民間事業者の時間リスクの軽減、インセンティブの付与等、民間事業者が参画しやすい事業環境を整備 民間事業者が防災都市づくりに参画できるよう行政の誘導・支援方策の検討
住民の主体的な選 択	• 計画の初期の段階から行政の持つ情報を公開するとともに、住民の主体的参加によるまちづくりを構想段階から事業の完成に至るまでサポートするコンサルタント、まちづくり団体の登録、派遣等を実施

(出典)防災都市づくり推進計画(基本計画)平成15年 東京都

(29)都市再生特別措置法に基づ〈整備について

環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進することを目的として、平成13年5月8日、閣議決定により内閣に「都市再生本部」を設置。平成14年6月1日、都市再生特別措置法が施行され、都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための機関として、法律に位置づけられた。防災の観点からも密集市街地の整備等が重点分野の1つとして定められ、事業の強力な実施を推進。

都市再生基本方針の概要抜粋

目標	• 5 つの目標の1つとして、防災に関して以下の目標を設定◇ 地震に危険な市街地等の解消	
重点分野	 ・5つの重点分野の1つとして、防災に関して以下の分野を設定 ◇ 災害に強い都市構造の形成 密集市街地の整備、震災対策、都市型水害対策 	
推進方策	• 都市再生特別措置法(平成14年)に基づ〈施策の推進	
都市再生緊 急整備地域 の指定	 都市計画・金融等の諸施策の集中的な実施が想定され、市街地の整備を緊急かつ重点的に推進する必要があると判断した地域を「都市再生緊急整備地域」として指定 防災に関しては、以下を念頭に置く か	

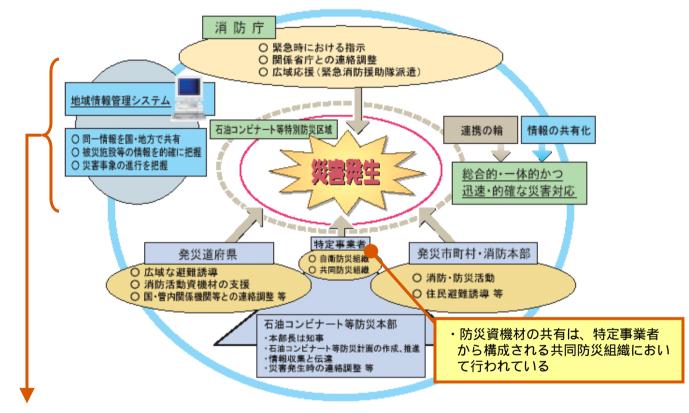
防災関連指 定地域	・地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地(東京、大阪各約6,000ha、 全国約25,000ha)のうち、特に大火の可能性が高い危険な市街地を重点整備
(都市再生	◆ 環状6号線と7号線の間の未整備都市計画道路、連担する公園、沿道市街
プロジェクト	地等の集中的整備により、 密集市街地全体を貫〈緑のオープンスペース機
第三次決定)	能を持つ骨格軸を形成
	◆ 特に大火の危険性の高い市街地(東京、大阪約2,000ha、全国約8,000ha) を10年間で重点的整備 東池袋地区、西新井駅西口地区 等
実現方策	都市計画の特例措置
	都市再生特別地区において都市計画に基づく規制の緩和(用途制限、容積率、高さ規制 等)
	都市計画提案
	• 都市再生事業を行おうと思う者からの「都市再生特別地区」等の提案が可能
	期限を区切った都市計画決定
	• 6ヶ月以内の都市計画決定
	金融支援措置
	• 公共施設の立替整備への無利子貸付
	• 事業立ち上がりへの出資・社債取得・債務保証等

(30)石油コンビナート地域における情報共有

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域が存在する都道府県では、石油コンビナート等防災本部が置かれており、自治体の他、関係公共機関や特定事業者との連絡調整が図られる。このように連絡調整ための組織はあるが、個々の施設のタンク内容物等の情報については、国、都道府県、市町村が別々に所有しているため、情報共有が困難となっている。

消防庁では平成14年度から石油コンビナート施設の内容物等の情報を共有するためのシステム整備を開始。平成18年度に本格稼動開始の予定である。

消防庁によるコンビナート災害時における対応イメージ



地域情報管理システム

【概要】

- ・平成14年度から消防庁において整備を開始
- ・国、都道府県、市町村が別々に所有している石油 コンビナート等特別防災区域内の施設情報を共有
- ・災害が発生した際の影響範囲を想定できるように 情報を共有することで、避難活動のほか消防活動 などに活用する予定

【情報を共有する主体】

・防災本部(都道府県知事、市町村長等)、 現地本部、消防庁 など

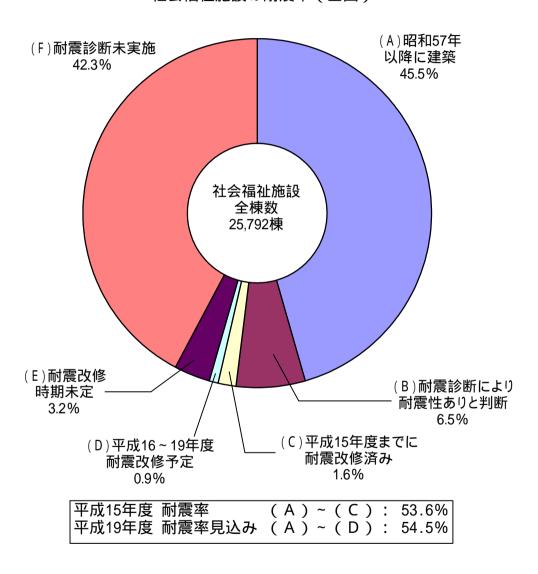
【整備スケジュール】

H14年度	• 整備開始
H15年度	• 第1種事業所のうち一部のレイアウト 規制対象事業所分のデータを入力
H16年度	・オンライン化方法検討開始 ・データ入力継続
H17年度	システム構築オンラインによるデータ入力
H18年度	• 本格稼動

(31) 社会福祉施設の耐震化の現状

災害時要援護者の避難場所等として重要な社会福祉施設については、耐震性があると判断できる施設は全国で53.6%であり、さらなる耐震診断及び耐震改修の早期実施が望まれる。

社会福祉施設の耐震率(全国)



(出典)消防庁防災課「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」

(32) 首都地域の災害時要援護者対策の現状

首都地域の自治体では、要援護者対策に関連する各種のマニュアルや指針策定に基づき、きめ細かな対応の促進に努めている。特に、要援護者の所在情報の把握、施設の耐震強化やバリアフリー化、緊急通報システムの整備等を中心に、各種の対策が実施されている。

1都3県で実施中の災害時要援護者対策

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
緊急時マニュアル の作成	・県有の社会福祉施 設で実施 ・民間の施設への作 成指導	・「災害弱者対策の 手引き」を作成(市 町村向けのガイド ライン)	・23区中16区で災害 時要援護者向けの 防災行動マニュア ルを作成	
災害時要援護者の 所在把握		・所在情報のとりまと め(名簿・マップ)	·名簿·マップの作成 (世田谷区など)	·名簿·マップ作成を 市町村に指導
社会福祉施設の耐 震化、安全化		·民間社会福祉施設 診断推進事業に基 づ〈耐震診断促進 (補助率2/3)	・耐震診断助成に関する事業(渋谷区など) ・家具転倒防止事業(千代田区など)	・耐震診断経費の 1/2、100万円を限 度とした補助(平成 8~10年度、24施 設25棟)
災害時要援護者の 避難施設の整備	・県立施設での食料、 生活用品備蓄 ・民間施設への備蓄 指導	・千葉県避難場所施 設整備事業に基づ 〈備蓄倉庫、防災 井戸の設置(補助 率1/3~1/2) ・民間社会福祉施設 防災資機材等整 備事業(補助率 1/3)	・災害時要援護者の 避難支援(保護、 収容、救援体制整 備)(大田区など)	・福祉避難所を指定 (8市町213施設) ・災害時要援護者の 二次的避難所とし て活用するため、 社会福祉施設管 理者と協定(3市55 施設)
情報伝達網の整備	·緊急通報システム を県内全90市町村 で整備·運用	·震災等緊急広報無 線設置事業に基づ 〈防災行政無線設 置(補助率2/3) ·緊急通報システム の構築	·高齢者緊急通報シ ステム事業(東京 消防庁管内など)	
防災基盤の整備 (避難路整備、防 災標識設置)	·県及び各市町村で、 基盤整備の中で順 次実施中	・日本宝〈じ協会助 成事業に基づ〈標 識等の整備		
その他	・要援護者が援護を 必要としている内 容のわかる「防災 カード」の普及促 進 ・県内20ヶ所の福祉 保健センター等に 相談窓口を設置		・総合防災訓練の実施(大田区など) ・高齢者火災安全システム事業(火災警報機の給付・貸与)(東京消防庁管内など)	・自主防災組織、近 隣居住者等の協 力による避難誘導、 搬送を行うよう市 町村に指導

(33)首都地域における災害時の外国人対応

首都地域の一都三県における被災時の災害弱者対応は、各都県の地域防災計画にまとめられており、文化・生活習慣が異なる外国人についても、災害弱者として震災時の対応が検討されている。内容的には、対応窓口の設置、災害情報の発信・防災教育等の啓発活動など、情報提供活動、通訳ボランティア確保、案内板等の外国語表示、外国人登録者名簿作成、がある。

一都三県における震災時の外国人対応の現状

		埼玉県	またのける農災時の外間 千葉県	東京都	神奈川県
震災時対策活動	メディア を活用 した 報発信	・広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を活用した外国語による情報提供	・インターネット、ガイドブック等の広報媒体を活用した外国語での情報提供	・NHKや外国語専門放送局などに対り国語が 時における外国語が による情報提供等について要請 【インターエフエム】災害時の特別放送が、国語によるが、国語によるが、国語によるが、国にによるが、国にによるが、国語・ボーガル・ダイ・タガログ・インドネシア語)である。 「被害情報」ときめ細かい「安心情報」を提供する	・インターネットを活 用した外国語による 平時、災害時の災害 情報提供を検討中 ・放送外国語による情 根提供を対する情 を対する情 を対する。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がありまる。 がいまでは、 がいまで、 がっと、 がい。 がいまで、 がいまで、 がい。 が、 が、 がいまで、 がいまで、 がい。 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
	外国人 登録デー タの活 用	・被災時には調査班を 編成、外国人登録者 名簿等に基づき外国 人の安否確認を実施、 県に報告	-	•	-
平時対策活動	窓口設置	・庁舎内等に災害に 関する外国人の相談 窓口を設置	・災害ボランティア受付 窓口で対応	・「外国人災害時情報セ ンター」の設置	-
動	広報・ 啓発活 動	・外国語防災パンフレット(外国人登録窓口等に設置)・外国人を含めた防災訓練	· 多言語版パンフレット等の配布(市町村窓口) · 外国人を含めた防災訓練、防災教育 · 外国人テレホン相談で 情報提供	・外国語版パンフレット・防災映画、ビデオ・防災訓練、講演会等(英・中・西・ハングル・ポルトガル語など)	・外国人向け防災マニュアル整備 ・外国人を含めた防 災訓練 ・外国人と交流のあ る施設の防災教育
	通訳ボ ランティ ア	・通訳ボランティアの 受入	・通訳ボランティアの事 前登録	・専門ボランティアとして 語学ボランティアの登録・ 育成	-
	表示板 整備	·避難所·避難道路等 防災基盤の表示板の 外国語併記	·避難場所、避難路標識 等の災害に関する表示 板の多言語化	·英文併記による道路標 識等の整備 (整備済 20,423枚) (平成13年度 末)	・広域避難場所、避 難標識等の災害に 関する表示板の多 言語化

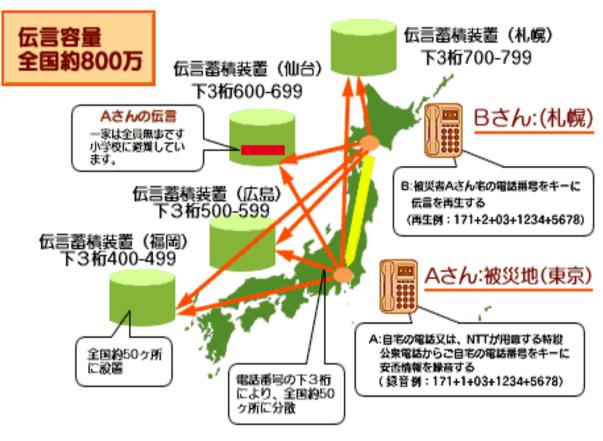
(出典)埼玉県地域防災計画(平成13年)・千葉県地域防災計画(平成14年)・東京都「震災対策事業計画 ~ 震災から首都東京を守る~」(平成14年~16年)・神奈川県「域防災計画 - 地震災害対策計画 - 」(平成12年)及び各都県へのヒアリング

(34)災害伝言ダイヤル

市民の被災時に、従業員・家族の安否確認が最重要課題になる。阪神淡路大震災の際には、従業員の安否確認に甚大な労力が費やされ、確認作業が完了した企業は当初3日間で15%、14日後で85%であった。

その教訓を受け、NTTでは安否確認の手段として、平成10年から「災害用伝言ダイヤル(171)」、 を運用開始している。

NTTの災害用伝言ダイヤル (171)



災害用伝言ダイヤルのしくみ

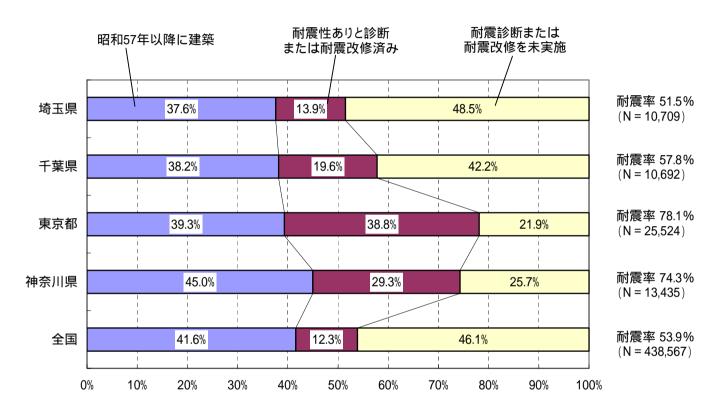
※東京の人が伝言を登録し、札幌の人が再生する例。 下3桁の数字は配分例

(出典)NTT東日本HP

(35) 公共施設の耐震化の現状

災害時の避難場所等として重要な、文教施設、自治体庁舎等の公共施設のうち、耐震性があると判断できる施設は全国で53.9%となっている。首都地域については、耐震性のある施設の割合が全国よりも比較的多い(東京都で78.1%)が、依然として耐震化されていない施設も多く、さらなる耐震診断及び耐震改修の早期実施が望まれる。

全公共施設の耐震率(1都3県及び全国)

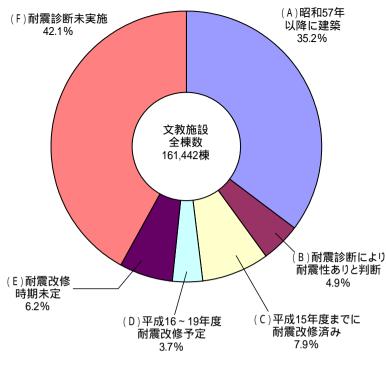


「公共施設」には、以下の施設が含まれる

社会福祉施設、文教施設(校舎·体育館)、庁舎、県民会館·公民館等、体育館、診療施設、警察本部·警察署等、消防本部·消防署所、公営住宅等、職員公舎、その他

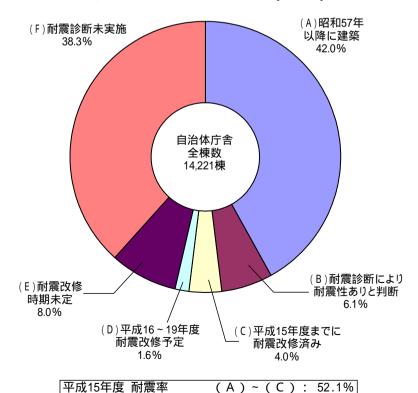
(出典)消防庁防災課「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」

うち文教施設(校舎・体育館)の耐震率(全国)



平成15年度 耐震率 (A)~(C): 48.0% 平成19年度 耐震率見込み (A)~(D): 51.7%

うち自治体庁舎の耐震率(全国)



平成19年度 耐震率見込み (A)~(D): 53.7%

(出典)消防庁防災課「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」

(36)東京都による帰宅困難者対策

東京都の被害想定では、首都直下地震による被災で発生する帰宅困難者の規模が約371万人 に上る。この結果を踏まえ、都は平成9年に「震災時における昼間都民対策検討委員会」を設置、 帰宅困難者対策に関する6つの提言をまとめた。平成11年に設置された「震災時における昼間」 都民対策推進会議」では、これらの提言を具体化するための推進計画策定等を検討した。現在 では、各自治体・企業による帰宅困難者対策が推進されている。

東京都による帰宅困難者対策の推移



・徒歩による帰宅が困難

- ・交通情報の不足
- ·飲料·食料の情報不足 など



デバートや劇場などの集客施設では

- ·誘導·案内が不十分(行 (べき場所が不明)
- 人の密集 など



人の密集

·運行情報不足 ・小競り合い・デマ など



家族は…

・雷話輻輳の発生 ・知人の安否確認手段確 保が困難 など



想像以上に大変な徒歩帰宅

- 自宅への経路・所要時 間不明
- ・体力的な問題 など

平成9年度

東京都の被害想定(約371万人の帰宅困難者)

・自宅が遠隔なため、徒歩による帰宅をあきら める

必要な対策事項

- (1)対策の事前計画化
- 2)安否確認手段の確保
- 3)被害情報の収集伝達体制の構築
- 4)水、食料等の備蓄
- 5)輸送手段の確保
- 6)救護対策の実施等の対策

成 g

11 年

度

「震災時における昼間都民対策検討委員会」

検討委員会による提言

- (1)普及啓発
- 2)情報収集・提供のしくみづくり
- 3)事業所・集客施設における対策の推進
- (4)ターミナル駅周辺等における混乱防止対策
- (5)徒歩帰宅行動時の支援対策
- 6)代替輸送手段の整備

11平 成 13 年度

- 「震災時における昼間都民対策推進会議」
- 6つの提言を具体化する対策
- ・推進計画の策定
- ・モデル事業(有楽町・日比谷・銀座)の実施

14平 年成 度

- 「震災時における昼間都民対策連絡会議」 自治体及び企業における対策の推進・検討
- 各団体の帰宅困難者対策事例の紹介・報告

・帰宅困難者対策の一層の進展 ・対策体制の確立

(出典)東京都「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」(平成9年) 東京都HP・新宿区HPをもとに作成 - 40 -

(平成13年度の取り組み状況)

	<u> </u>	
(1) 普及啓発	(1)関係機関の普及啓発	都区市町村 都民等に対して、広報誌、講演会などで「帰宅困難者心得10か条」等の昼間都民対策について、普及啓発を行っている。 各防災機関等 「ビッグレスキュー東京2001」調布会場において帰宅困難者対策の訓練を実施した。 東日本電信電話㈱ 区市町村の地域防災訓練(約63ヶ所)を活用し、安否確認のための災害用伝言ダイヤル(171)の普及啓発を実施した。また、電話帳(ハローページ)へ危機管理情報の掲載を行った。
	(2)事業所の普及啓発	経済団体連合会、東京商工会議所等 加入企業等に機関誌等で「組織は組織で対応する」等、組織対応原則や帰 宅困難者支援の協力を呼びかけている。
	(3)NPOの普及啓発	帰宅難民の会 第8回サバイバルウォーク「その時、あなたは歩いて帰れますか」を平成14 年1月12日(土)に多くのボランティア、民間団体、行政などの協力で実施し、 日頃からの備えの重要性をアピールした。
	(4)広域連携による普及啓発	七都県市(埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,横浜市,川崎市,千葉市)帰宅困難者対策に係わるポスター、リーフレットを作成し、防災週間を中心に交通機関等の協力を得て掲出・配布を行った。
	(5)行政と団体が協力した 普及啓発	東京私立中学高等学校協会 都と七都県市が作成した帰宅支援リーフレットを、加盟する中学、高等学校 の専任教職員に配布した。
(2) 情報収集・ 提供のし	(1)大型ビジョンを活用した 情報提供	日本大型ビジョン事業者協議会 災害時に都内ターミナル駅周辺の大型ビジョンでの災害情報提供の検討に 資するため、全国の事業者へアンケート調査を実施した。
くみづくり	(2)携帯電話による情報提供	NTTドコモ 携帯電話、クイックキャスト(ポケベル)を活用した災害対策デモシステム(安 否確認、避難所管理、画像情報処理)を開発した。
	(3)インターネット等による情報提供	東日本旅客鉄道㈱ ホームページ、携帯電話、BSデジタルデータ放送等で運行状況を提供する サービスを実施した。 日本放送協会 ホームページの「テレビニュースのホームページ」と首都圏センターのホーム ページ」で災害情報を掲出し、情報提供に努めている。
(3) 事業所・ 集客施設 における	(1)事業所指導の強化	東京消防庁 各事業者に対し、「東京都震災対策条例」の改正による「同施行規則」、「東京都震災対策条例に基づ〈事業所防災計画に関する告示」に基づいた「事業所防災計画」の策定指導を実施している。
対策の推進	(2)事業所での来場者対 策	東日本遊園地協会 入園客の速やかな退園促進及び避難場所への誘導訓練及び二次災害発生 の防止訓練を実施している。

(出典)東京都HPをもとに作成

東京都「震災時における昼間都民対策推進計画」進捗状況の概要

(平成13年度の取り組み状況)

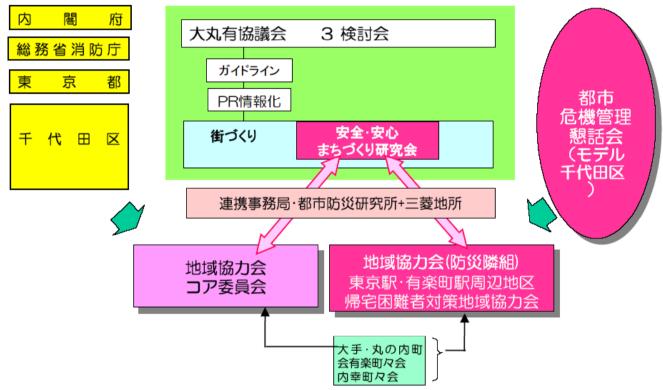
(4) ターミナ ル駅周辺 等におけ る混乱防 止対策	(1)モデル事業の実施による取組み (2)一時休息所の確保	総務局及び新宿区 ターミナル駅等の混乱が予想される地域でのモデル事業を実施するため、 新宿駅周辺の28団体とともに、「新宿区帰宅困難者推進協議会」を組織した。 教育庁 一時休息所として指定した施設(東京文化会館、東京芸術劇場、東京体育館)に帰宅困難者の受入を想定して、「学校防災マニュアルを」準用した体制
	(3)駅周辺での混乱防止	を整備している。 大型ビジョン事業者協議会 駅頭での大型ビジョンでの情報提供の有効性を検証するため、渋谷駅及び 明治神宮前駅の施設で放映実験を実施した。
(5) 徒歩帰宅 行動時の 支援対策	(1)帰宅支援ステーションの整備に向けて	東京郵政局 豊島郵便局に帰宅経路となる幹線道路を表示した災害時帰宅経路案内板 を設置した。 主税局 徒歩帰宅道路沿いにある都税事務所を帰宅支援ステーションとして検討して いる。 区市町村 徒歩帰宅道路沿いの公共施設を帰宅支援ステーションとして指定することや、 帰宅困難者向けの食料の備蓄について検討している。
	(2)帰宅支援サブステーションの整備	(社)日本フードサービス協会 帰宅沿道沿いの加盟企業に対して、店舗を帰宅支援サブステーションとする よう協力を働きかけている。 東京都石油商業組合 災害時に応急救護を実行するため、平常時からの支援活動を重要視した給 油取扱所「救急ステーション」の拡充を進めている。
	(3)ボランティアによる支援体制	日本赤十字社東京都支部 徒歩帰宅道路沿いにエイドステーションを設置する計画を策定し、赤十字奉 仕団、救護ボランティアに理解と協力を促進している。
(6) 代替輸送 手段の整	(1)陸上輸送に向けて	(社)東京バス協会 対象事業者18社がそれぞれの輸送ルートごとに実査を行い、地図に表示し て発災時に備えた。
備	(2)海上輸送に向けて	港湾局 利用可能船舶の把握のため、関東旅客船協会に加盟している船舶運航会 社で、東京湾内に就航する船舶の調査(リスト化等)を検討。 建設局 代替輸送拠点として、防災船着場(神田川、目黒川、日本橋川)を整備した。 船舶のリスト化を実施。

(出典)東京都HPをもとに作成

(参考)東京駅・有楽町駅周辺における帰宅困難者対策

東京駅・有楽町周辺の大丸有地区(大手町・丸の内・有楽町)では、地域の企業と自治体の連携により地域協力会を形成し、地域の防災対策を検討している。その中でも帰宅困難者対策は、この地域の重要課題として挙げられている。千代田区の事業として、様々な帰宅困難者対策事業が行われており、地域協力会はこれらの事業に対して、大きく貢献・協力している。

東京駅・有楽町駅周辺における帰宅困難者対策推進体制 ___



千代田区の取り組み

広域避難場所→帰宅困難者・支援場所へ

- (1) 皇居前広場、日比谷公園、北の丸公園
- (2) 平成15年2月「広域避難場所」指定廃止
 - 関東大震災型の大火からの避難が広域避 難場所の本来の目的
 - 〇 千代田区は全域が地区内残留地区
- (1) 大火はないが新たに帰宅困難者対策が課題
- (2) 千代田区が独自に「帰宅困難者・支援場所」として指定(15年12月)

千代田区の取り組み (16年度~)

- ○帰宅困難者·避難訓練の毎年実施 (第1回:16年1月17日)
- 区内の大学との応援協定 (校舎一部開放、学生ボランティア等)
- 帰宅困難者・支援場所に「備蓄倉庫」の設置
- 防災情報システムの構築·導入→ G | S·PDA·携帯活用、官民連絡
- マンホール直結型トイレの備蓄
 - → 丸の内東西通りを「トイレ通り」化

他

(出典)「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「防災まちづくり分科会」(第3回)資料

(参考)帰宅難民の会による「サバイバルウォーク」

NPO「帰宅難民の会」毎年1月、自宅まで自力で歩いて帰宅する訓練として「サバイバルウォーク」を行なっており、一般参加者を募っている。スタート地点(新宿都庁・神奈川県庁・京都市役所)から自宅まで、参加者それぞれが歩いて帰り、所用時間や家族との連絡方法、危険箇所はないか、自分の体力はどのくらいあるのかなど、いざという時のための心構えや情報を各々把握することが狙いである。これまでの10回で、およそ述べ3000人が参加、帰宅している。

東京における「サバイバルウォーク」





都庁 自宅へ

サバイバルウォークに合わせて、各団体が帰宅支援のための様々な試みを行い、協力している。

【平成15年の主な協力団体など】

·JARL(日本アマチュア無線協会)東京支部

帰宅途中の参加者との交信による緊急時通信テスト

ナビトラ(*)を利用した、帰宅経路のリアルタイム監視・データ収集

·日本赤十字社東京支部

赤十字エイドステーションを複数のポイントに設置、帰宅者への食料の提供を行った。

・練馬区および地域住民

サバイバルウォークにあわせて徒歩帰宅者支援訓練を実施。 食料の提供等の支援を行った。

ナビトラ

GPSにアマチュア無線機を接続し、アマチュア無線の電波を使って、自分のいる位置や仲間のいる位置、情報やメッセージを交換したり、地図上に表示する仕組み

(出典)帰宅難民の会HP

練馬区HP

日本アマチュア無線協会HP

(37)安否情報確認システム

安否確認作業の効率化を図る上で、多様なメディアの活用は有効である。NTTドコモでは、平成16年1月から「iモード災害用伝言板サービス」を運用開始している。また、インターネットや電話網を活用した安否情報確認システムを開発、主要企業・団体に提供している企業もあり、導入事例は多い。

NTTドコモのiモード災害用伝言板サービス



大規模災害発生

震度6弱以上の地震など発生時にサービスを開始 「iMenu」のトップに「災害用伝言板」を追加

メッセージ登録

iモード「災害用伝言板」に自分の安否情報 等を登録



メッセージ確認

インターネットまたはiモード「災害用伝言板」 から、安否情報等を確認したい相手の携帯 電話番号を入力、登録メッセージを確認

登録可能エリア

災害が発生した地域を管轄しているドコモ各社の営業エリア全域及びその周辺

確認可能エリア

日本全国、iモードもしくはインターネット利用可能エリア PHSやパソコン等からメッセージを確認する場合のURL

http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi

(尚、このURLはサービス発動時に各ドコモのHPに表示される)

(出典) NTTドコモ HP

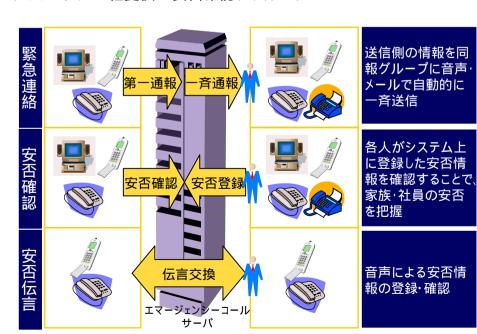
イメージパートナー社提供の安否確認システム

様々な通信メディア(E-mail、携帯電話、PHS、一般電話、FAX、ポケベル)を用いて、家族・社員への緊急連絡、安否確認の両方が可能なシステム。

危機管理体制が問われる組織、 企業を中心に、約60の企業・団体 (下記参照)がエマージェンシーコー ルを利用している。

【導入事例】

- ·経済産業省原子力安全 · 保安院
- ·日本原子力発電
- ·全日本空輸
- ·日本航空
- ·NTT東日本/西日本
- ·NTTドコモ
- ・ボーダフォン
- ・兵庫県庁など地方自治体 など



イメージパートナー社提供の安否確認システム 「エマージェンシーコール」

(出典)イメージパートナー社HPをもとに作成

(38)大規模地震被災時における閣僚の参集

東京23区で震度6強以上の首都直下地震クラス以上の大規模地震が発生した際には、閣僚は 官邸危機管理センターへと参集することになっており、そのための連絡・移動手段や、官邸が利 用できない場合の参集場所などが定められている。しかし、震災時には官公庁一帯を含むエリア で通信インフラ輻輳の可能性もあり、輻輳についても確認・検討の必要がある。

首都直下型大規模地震への対応について

【官邸からの参集連絡について】

- (1)官邸から参集要請の連絡を行う場合の拠点は、官邸危機管理センター(官邸が使用できないときは、次順位の参集場所)とし、閣僚本人又は秘書官に中央防災無線等により連絡を行う。
- (2)これにより難い場合は、警察無線によりSP等を通じて連絡を図る。

【閣僚の参集場所】

東京23区内で震度6強以上となる首都直下型地等大規模地震の発生時には、官邸危機管理センターとする。 官邸危機管理センターが使用ができない場合は、内閣総理大臣または内閣官房長官が、次の順序に従い被災 状況等を勘案して定める。

なお、当該参集場所が明らかでない場合には、各閣僚の所属する省庁に参集する。

(出典)緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について(平成15年11月21日閣議了解)

大規模地震発生時の閣僚への参集連絡

地震発生

電話等の通常連絡手段による連絡ができず、 かつ閣僚が自宅や役所にいる場合

中央防災無線を利用

官邸危機管理センターより 閣僚本人または秘書官に参集連絡

閣僚の自宅

- ・可搬型中央防災無線が設置済み 各省庁の防災担当部局
- ・中央防災無線が設置済み

それらにより連絡が取れない場合 警察無線を利用

官邸危機管理センターより警察無線を持 つSP等を通じて参集連絡を図る

警察情報通信回線について

- -警察自営の専用回線を利用 (警察庁と全国の関連基機関・移動車両 等を結ぶ)
- -上記の回線に支障があった場合、臨時 に衛星回線を使用

注:実際には、各省庁から閣僚(秘書官)へ、通常の電話回線や携帯電話を使って連絡することが まず行われると考えられる

閣僚の参集場所

優先順位	参集場所 施設名
1	官邸危機管理センター
2	内閣府 (中央合同庁舎第5号館)
3	防衛庁 (中央指揮所)
4	立川広域防災基地 (災害対策本部予備施設)

閣僚の参集時の移動手段について

基本的には、移動可能なあらゆる手段を用いる

【道路の利用が可能な場合】

- ・必要に応じ警察パトカー等緊急自動車を活用
 - 【道路の利用が不可能な場合】
- ·内閣総理大臣·その臨時代理となり得る閣僚·内閣官房長官·防災担当大臣については、ヘリコプターの利用 (内閣官房および関係省庁は、上記要人の自宅等の近辺にあるヘリコプター発着陸可能な場所の確認を行う)

(出典)緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について(平成15年11月21日閣議了解)

(参考)警察無線の通信系

警察無線の通信系は車載通信系と携帯通信系に大別される。車載通信系が中継所を介した広範囲なサービスエリアを確保し、警察機関や警察車両間の通信を担うのに対し、携帯通信系では警察官相互の局所的な通信を担っている。

警察無線の通信系と無線機の種別

通信系名称			
車載通信系 無線中継所を介 して広範囲なサー		車載用無線機	・車載用無線機 ・オートバイ用無線機
ビスエリアを確保。 警察機関・車両等 の間を繋ぐ	高出力携帯無線機	·車載用無線機と同等の性質を持つ手提げ 式無線機 ·船舶に搭載	
		受令機	・車載通信系のモニタリングや呼び出し受信 (下記参照)のための受信専用機
		ヘリコプター用無線機	・ヘリコプター専用の無線機
携帯通信系 無線中継所を介 さない、警察官相 互の通信のため の局所的な通信		携帯用無線機	·同一隊内の隊員が相互連絡のために使用 する無線機
		署活系無線機	・徒歩警ら等の署外活動の際、警察官相互ま たは警察署との通信に使う無線機

受令機の呼び出し受信機能

受信する呼び出し 区分	呼び出しの内容	利用例
一斉呼び出し	同一通信系内のすべての受令機への一斉呼び 出し。	全県配備時等における全警察 官への一斉通報
群呼び出し	同一通信系内の受令機のうち、特定のグループ のみの呼び出し。	緊急配備時における特定の警 察署への警察官への一斉通報
個別呼び出し	個々の受令機への1台ずつの呼び出し。	署外活動中の警察官への通報

(出典)警察庁提供資料をもとに作成

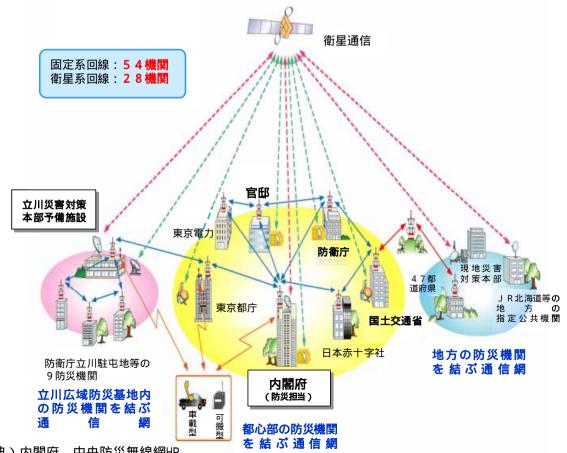
(39)災害時の公共機関相互の通信

内閣府と防災関係機関を結ぶ中央防災無線網は、通信の形態により固定通信系(45局)、衛星 通信系(87局)、移動通信系(94局)から構成されていて、公衆通信回線が途絶しても連絡が取 れるようになっており、内閣府から関係機関に対して一斉通報ができる機能がある。また、防災 関係機関では、相互に電話、FAX通信が可能。阪神大震災以降は、その教訓をもとに通信の拠 点や回線の整備が推進されている。

政府及び地方公共団体相互間の通信基盤整備の状況

緊急連絡用回線の整備(平成8年3月)	47都道府県の災害対策本部と総理大臣官邸、指定 機関、国の災害対策本部を直結する緊急連絡用回 トライン)	
画像伝送回線を整備(平成8年3月)	防衛庁等28省庁と総理大臣官邸、内閣府との間の 送回線(ヘリ画像の活用)	画像伝
固定通信回線の整備(平成8年3月)	立川広域防災基地内に設置されている9防災関係 ^が 結ぶ固定通信回線	機関を
首都直下型地震対応衛星地球局(43局) の整備(平成10年1月)	総理大臣官邸、内閣府、関係省庁、首都圏の指定な関等との間で必要最小限の通信を確保。	公共機
衛星通信回線の整備	地方の指定行政機関等26機関との間での衛星通信 の整備	言回線

中央防災無線網

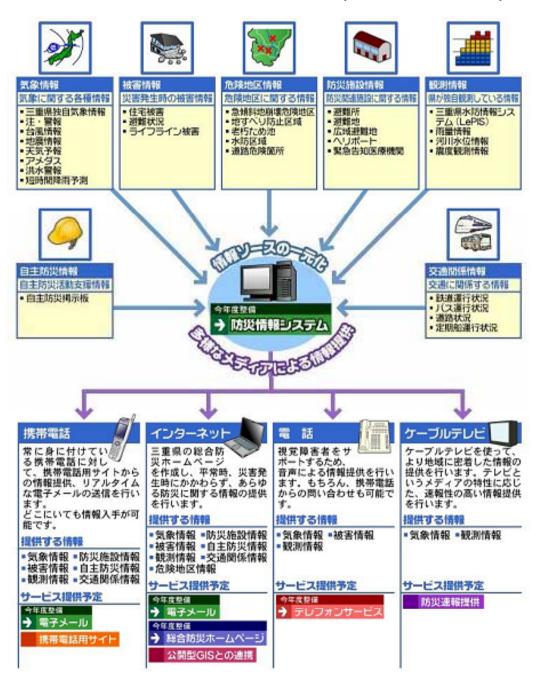


(出典)内閣府 中央防災無線網HP

(40)災害情報提供システム

防災情報の共有化のために、防災情報システムへの一元化と住民への公開を図ることは重要課題である。三重県では、全国でも先進的な防災情報システムを構築しており、平成15年度からシステムを順次稼動している。消防庁への報告に必要となる情報の収集及び報告様式の作成、その他報道機関等への情報提供や関係機関内への情報共有を主な目的とする。システムは県下の市町村からも接続可能であり、被害情報は市町村の担当者が直接入力する。

三重県の情報提供プラットフォーム「BIRD」(平成15年度より稼動)



(出典) 三重県提供資料